

# 監査委員を同意

2018年  
12月  
定例会  
12月6日～12月20日

## ●大崎町水道事業給水条例の一部改正

これまでは、給水工事の材料や配管延長などにより算出していた設計・材料検査・工事検査の各手数料を、給水工事申し込みから完成検査までの職員の人件費や事務処理に要する負担軽減などを考慮して、量水器（水道メータ）の口径を基に定めた検査手数料に改めるものです。また、現在は、町が指定した指定給水装置工事事業者のみが給水装置の工事を行っていることから、現状に即した内容に改めるため所要の改正を行うものです。

## ●大崎町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正

現行の条例は、地域再生法に規定される地方活力向上地域に東京二十三区から本社機能を移転する企業（移転型事業）及び地方の本社機能を拡充しようとする企業（拡充型事業）に対し固定資産税の課税の特例措置として不均一課税（3年を上限として段階的に条例に定められた税率分だけ軽減課税される）が適用されることとなっていたが、平成30年6月の地域再生法の一部改正に伴い、移転型事業と規定される本社機能を移転する事業に限って、3年を上限として課税免除できることになったことから所要の改正を行うものです。

## 陳情3件を採択

「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書

### 趣旨

自営中小業者の家族従業員の働き分は、所得税法第56条の規

定により、必要経費として認められておらず、事業主の所得から控除される働き分は配偶者、家族の場合それぞれ定められた額となっている。税法上では、青色申告すれば給料を経費とすることができ、白色申告であっても家族従業員の労働が正当に評価されるべきであり、家族従業員の働き分に見合った対価がきちんと支払われないことが格差社会を生み出した要因である。一人一人の働き分を正当に評価することは人権を守ることであるため、所得税法第56条の廃止を求めるもの。

1 所得税法第56条廃止を求める意見書を政府に提出してくだ  
さい。

### 趣旨

「育ちにくさをもつ子ども」及び「障がい児」とその「家族」が安心して暮らせる地域生活を求める陳情書

障害者差別解消法の施行など、社会的に弱い立場にある人の権利保障に向けた国内法が少しずつ拡充される中、障がいがあっても差別されることなく、大崎町で育つすべての子どもたちとその家族が安心して生きていくことのできる地域づくりを願うもの。

以上のような趣旨から以下の7項目について検討されるよう陳情されたものです

1 生活を送る中で、身近な方などから障害や特性をもった子どもとその保護者への偏見があり、多くの子ども、保護者が悩み苦しんでいます。地域住民に対して、これらについての理解を図る取組みや施策づくりをしてください。

2 現在、障害や特性を持った子ども達が療育の支援を受けるため、私たち保護者は、鹿屋市・志布志市など町外への送迎